

英語「話すこと」の評価に関する検討委員会報告書

平成31(2019)年2月

英語「話すこと」の評価に関する検討委員会

目 次

I 英語教育の方向性 (p. 1-p. 6)

- 1 東京都教育委員会が目指す小・中・高等学校で一貫した英語教育・・・1
- 2 国の動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
- 3 入学者選抜における民間の資格・検定試験の活用状況について・・・5

II 東京都立高等学校入学者選抜英語検査改善検討委員会報告（平成 29（2017）年 12 月）より (p. 7-p. 8)

- 1 経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
- 2 検討委員会報告書の内容について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7

III 英語「話すこと」の評価に関する検討委員会の設置 (p. 9-p. 10)

- 1 英語「話すこと」の評価に関する検討委員会の設置・・・・・・・・9
- 2 検討委員会の検討事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
- 3 英語「話すこと」の評価に関する検討委員会作業部会の設置・・・9

IV 英語「話すこと」の評価に関するフィージビリティ調査の実施 (p. 11-p. 13)

- 1 目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
- 2 調査概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
- 3 結果の検証・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・12

V 英語「話すこと」の評価の概要 (p. 14-p. 19)

- 1 全体概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
- 2 試験実施団体に求めるスピーキングテスト要件・・・・・・・・・・・・16
- 3 本事業に係る東京都教育委員会の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
- 4 今後の検討事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19

VI 「話すこと」の指導の更なる充実に向けて (p. 20)

- 1 生徒の英語力・教員の指導力向上に向けて・・・・・・・・・・・・20
- 2 スピーキングテスト導入に向けた研修等のスケジュール（予定）・・・20

資料 (p. 21-p. 55)

I 英語教育の方向性

1 東京都教育委員会が目指す小・中・高等学校で一貫した英語教育

東京都教育委員会では、「東京グローバル人材育成計画’20(Tokyo Global STAGE’20)¹」(平成30(2018)年2月)において、平成32(2020)年度に向けたグローバル人材の目標を設定している。「使える英語力の育成」「豊かな国際感覚の醸成」「日本人としての自覚と誇りの涵養^{かんよう}」を大きな柱としつつ、「授業の質を高める」、「学ぶ時間・機会を増やす」、「学ぶ意欲を高め、学び続ける」の三つの視点を加えた具体的な実行計画を示し、小学校から高等学校まで一貫した英語教育の充実を目指している。

現在、新学習指導要領移行期間にある小学校においては、英語専科教員の配置や英語の専門性の高い教員の活用を推進してきた。中学校においては、これまでも少人数・習熟度別指導を実施するための「東京方式 少人数・習熟度別指導ガイドライン《中学校英語》²」に基づく教員の加配措置に加え、教員を対象とした「生徒の英語によるパフォーマンスを高めるための研修³」を実施するとともに、指導方法及び評価方法の改善を図るための「生徒の英語によるパフォーマンスを高めるための指導資料」DVDを配布した。高等学校においては、使える英語の習得を目指し、JET-ALT⁴及び Non-JET ALT⁵の配置、東京グローバル10⁶及び英語教育推進校⁷指定校でのオンライン英会話⁸、英語教育推進校での「東京イングリッシュ・エンパワーメント・プロジェクト (TEEP)⁹」等を行っている。

さらに、日本や東京の文化・歴史等を英語で発信するための独自教材「Welcome to Tokyo」

¹ 「東京グローバル人材育成計画’20」とは、平成32(2020)年度に向けたグローバル人材育成の目標の設定と目標達成への手段を明確にした具体的実行計画のこと。

² 「東京方式 少人数・習熟度別指導ガイドライン《中学校英語》」とは、中学校英語科において、各学校が効果的な少人数・習熟度別指導を実施するために、習熟の程度に応じた学習指導等に関わる指導方法・指導体制及び校内での推進体制等をまとめたもの

³ 「生徒の英語によるパフォーマンスを高めるための研修」とは、中学校英語の指導方法及び評価方法の改善を図るための中学校英語科教員を対象として実施している研修のこと。平成29(2017)年度から3年間で中学校英語科教員全員に実施

⁴ 「JET-ALT」とは、語学指導等を行う外国青年招致事業(JETプログラム)により招致された外国青年(英語等指導助手)のこと。

⁵ 「Non-JET ALT」とは、JETプログラムによるALT以外の外国人英語等教育補助員のこと。

⁶ 「東京グローバル10」平成27(2015)年度から平成32(2020)年度までの指定校は、日比谷・深川・西・国際・飛鳥・千早・小平・小石川中等・三鷹中等・立川国際中等 ※下線はオンライン英会話実施校

⁷ 「英語教育推進校」平成28(2016)年度から平成30(2018)年度までの指定校は、武蔵野北・小松川・町田・国立・文京・大泉・三田・調布北・竹早・両国・駒場・小山台・多摩科学技術・日野台・国分寺・武蔵・晴海総合・小岩・戸山・保谷・上野・青山・松が谷・目黒・狛江・富士・桜修館中等・城東・荻窪・新宿・桜町・昭和・小金井北・白鷗・立川・大田桜台・八王子東・南多摩中等・翔陽・墨田川 ※下線はオンライン英会話実施校

⁸ 「オンライン英会話」とは、タブレット端末を使用し、ネイティブ・スピーカーと1対1でのコミュニケーションを図るプログラム。生徒の習熟度に応じて会話経験を積むことが可能

⁹ 「東京イングリッシュ・エンパワーメント・プロジェクト (TEEP)」とは、「英語に触れる機会を拡大する」という事業目的の達成に向け、自発的な発話につながる映像コンテンツを導入するとともに、JET-ALTの効果的な活用を図り、より多くの生徒が実践的な英語によるコミュニケーション能力を身に付けられる環境を構築

を配布したり、平成 30（2018）年 9 月には、TOKYO GLOBAL GATEWAY（TGG）¹⁰を開設し、英語での実践的な体験の場を提供したりするなど、小学校から高等学校まで一貫した英語教育の取組を推進している。

「中学校学習指導要領（平成 29（2017）年告示）解説外国語編」（文部科学省 平成 29（2017）年 7 月）では、「授業では依然として、文法・語彙等の知識がどれだけ身に付いたかという点に重点が置かれ、外国語のコミュニケーション能力の育成を意識した取組、特に「話すこと」及び「書くこと」などの言語活動が適切に行われていないことや、「やり取り」、「即興性」を意識した言語活動が十分ではないこと」などの課題が指摘されている。

今後、中学校において、4 技能のバランスの取れた指導をより一層充実させるとともに、小・中学校において身に付けた英語によるコミュニケーション能力を高等学校において更に向上させるため、小・中・高等学校で一貫した英語教育を進めていく必要がある。このことから、東京都教育委員会では、次のページに示す図のように、小学校から高等学校までの一貫した英語教育を推進していく。

¹⁰ 「TOKYO GLOBAL GATEWAY（TGG）」 江東区青海 2-4-1 タイム 24 ビルに開設

＜今後の小・中・高等学校で一貫した英語教育のイメージ＞

	小学校	中学校	高校入試	高等学校	大学入試
	<p>2技能</p> <p>4技能</p> <ul style="list-style-type: none"> ○小学校第3・4学年外国語活動指導資料(冊子・DVD・ピクチャーカード)の配布 ○小学校英語専科教員連絡協議会(平成30年度) ○英語教育推進地域事業(平成28・29年度) ○英語教育推進リーダーの配置(平成28・29年度) 	<p>4技能</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「東京方式 少人数・習熟度別指導ガイドライン」(平成26年度) ○「中学校英語教師のための指導資料」(平成27年度) ○「パフォーマンステスト実施の手引き(CD-R)」(平成27年度) ○「生徒の英語によるパフォーマンスを高めるための研修」の実施(平成29・30・31年度)及び指導資料DVDの配布(平成29年度) ○中学校英語教育推進モデル地区事業(平成29・30年度) 	<p>4技能</p> <p>入学者選抜英語検査(3技能) 「reading」 「listening」 「writing」</p> <p>+</p> <p>【東京都版】 資格・検定試験 「speaking」</p>	<p>4技能</p> <ul style="list-style-type: none"> ○都立高校学カスタンダード ○ネイティブ・スピーカーの活用による授業改善(JET-ALT、Non-JET ALTの配置) ○オンライン英会話学習 ○東京イングリッシュ・エンパワメント・プロジェクト(TEEP) <p>+</p> <ul style="list-style-type: none"> ○東京グローバル10(平成27年度～) ○英語教育推進校(平成28年度～) <p>次世代リーダー育成道場</p> <p>東京都英語村 「TOKYO GLOBAL GATEWAY」</p> <p>Welcome to Tokyo Intermediate</p>	<p>(平成32年度～) 4技能化</p> <p>大学入学共通テスト 「reading」 「listening」</p> <p>+</p> <p>民間の英語資格・検定試験 (4技能)</p>
外国語の指導の充実					
調査等		<p>【都】 「児童・生徒の学力向上を図るための調査」</p> <p>【国】 「全国学力・学習状況調査」</p>		<p>【国】 「高校生のための学びの基礎診断」</p> <p>【都】 東京グローバル10・英語教育推進校4技能英語力調査支援</p>	
教員の英語力・指導力の向上		<p>指導力・英語力向上研修</p> <p>外部検定試験</p> <p>教員の海外派遣研修</p>			
		<p>中学校英語免許状の取得促進</p>			

2 国の動向

(1) 学習指導要領の改訂

平成 20 (2008) 年に改訂された中学校学習指導要領 (平成 20 年告示) 及び同解説外国語編 (平成 20 (2008) 年 9 月 文部科学省) は、外国語を通じて、言語や文化に対する理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度や、情報や考えなどを理解したり伝えたりする力の育成を目標として掲げ、「聞くこと」「話すこと」「読むこと」「書くこと」などを総合的に育成することをねらいとし、各学校において様々な取組を通じて指導の充実が図られてきた。

新たに改訂された中学校学習指導要領 (平成 29 年告示) 及び同解説外国語編 (平成 29 (2017) 年 7 月 文部科学省) では、中央教育審議会答申を踏まえ、目標に関して次のような改善を図っている。

「外国語科の目標は、(略)、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の三つの資質・能力を明確にした上で、①各学校段階の学びを接続させるとともに、②「外国語を使って何ができるようになるか」を明確にするという観点から改善・充実を図っている。また、小・中・高等学校で一貫した目標を実現するため、そこに至る段階を示すものとして国際的な基準である C E F R¹¹を参考に、「聞くこと」、「読むこと」、「話すこと [やり取り]」、「話すこと [発表]」、「書くこと」の五つの領域で英語の目標を設定している。」

(2) 全国学力・学習状況調査における英語 4 技能評価

文部科学省は、「生徒の英語力向上推進プラン」(平成 27 (2015) 年 6 月 5 日)において、義務教育段階の中学校については、英語 4 技能を測定する「全国的な学力調査」を国が新たに実施することで英語力を把握することを発表し、段階的に準備を進めてきた。平成 29 (2017) 年 3 月の「全国学力・学習状況調査における中学校の英語の実施に関する最終報告」において、平成 31 (2019) 年度全国学力・学習状況調査の中で、中学校英語調査(「聞くこと」「読むこと」「話すこと」「書くこと」)を実施することを公表した。

(3) 大学入学者選抜における英語 4 技能評価

文部科学省は、「高大接続改革の実施方針等の策定について」(平成 29 (2017) 年 7 月 13 日)において、高大接続改革の一環として、「大学入学共通テスト(以下「共通テスト」という。)」実施方針を策定した。その中で、高等学校学習指導要領における英語教育の抜本改革を踏まえ、大学入学者選抜においても、「読む」「聞く」「話す」「書く」の 4 技能を適切に評価するため、共通テストの枠組みにおいて、現に民間事業者

¹¹ 「C E F R」とは、ヨーロッパ言語共通参照枠 (Common European Framework of Reference for Languages) における、外国語の学習者の習得状況を示す際に用いられるガイドラインのこと。A (初級)「基礎段階の言語使用者」、B (中級)「自立した言語使用者」、C (上級)「熟達した言語使用者」の三つに分け、更にそれぞれを二つに区分し、下から A1, A2, B1, B2, C1, C2 の六つのレベルに分類している。

等により広く実施され、一定の評価が定着している資格・検定試験を活用することとした。

また、受検者・高校・大学への影響を考慮し、平成 35（2023）年度までは共通テストを実施し、各大学の判断で共通テストと認定試験のいずれか又は双方を選択利用することを可能とすることとした。

3 入学者選抜における民間の資格・検定試験の活用状況について

東京都教育委員会では、平成 30（2018）年 3 月、入学者選抜において民間の資格・検定試験を活用している道府県、私立高等学校、大学等に聞き取り調査を実施した。その結果概要は次のとおりである。学校数は、平成 30（2018）年 3 月現在で把握した数を記載している。

(1) 調査結果

ア 他道府県立高等学校

公立高等学校入学者選抜における活用事例は次のとおりである。

○ A 県

※入学者選抜実施要項より抜粋

活用している資格・検定試験	○実用英語技能検定（英検） （公益財団法人 日本英語検定協会）
活用の方法	○選抜に当たっては、調査書中の「学習の記録」の「評定」の第 3 学年の各教科の評定と学力検査の成績、英検取得による点数を総合的に審査する。 ○英検取得による点数は 5 点とする。加対象となる級は、学校・学科ごとに「3 級以上」又は「準 2 級以上」 ○ただし、学力検査の英語の得点との合計が 100 点を超える場合、合計は 100 点とする。

○ B 県

※入学者選抜実施要項より抜粋

活用している資格・検定試験	○TOEFL iBT (ETS) ○IELTS (ブリティッシュ・カウンシル、ケンブリッジ大学英語検定機構、日本英語検定協会等) ○実用英語技能検定（公益財団法人 日本英語検定協会）																
活用の方法	○学力検査「英語」において、外部機関が認証した英語力判定テスト（TOEFL iBT、IELTS 及び実用英語技能検定（英検）を対象とする。）のスコア等（以下「スコア等」という。）を活用する。活用に当たり、スコア等に応じた読み替え率を定め、この読み替え率により換算した点数と英語の学力検査の点数を比較し、高い方の点数を当該受験者の英語の学力検査の成績とする。																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>TOEFL iBT</th> <th>IELTS</th> <th>実用英語技能検定</th> <th>読み替え率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>60 点～120 点</td> <td>6.0～9.0</td> <td>準 1 級・1 級</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>50 点～59 点</td> <td>5.5</td> <td>（対応無し）</td> <td>90%</td> </tr> <tr> <td>40 点～49 点</td> <td>5.0</td> <td>2 級</td> <td>80%</td> </tr> </tbody> </table>	TOEFL iBT	IELTS	実用英語技能検定	読み替え率	60 点～120 点	6.0～9.0	準 1 級・1 級	100%	50 点～59 点	5.5	（対応無し）	90%	40 点～49 点	5.0	2 級	80%
TOEFL iBT	IELTS	実用英語技能検定	読み替え率														
60 点～120 点	6.0～9.0	準 1 級・1 級	100%														
50 点～59 点	5.5	（対応無し）	90%														
40 点～49 点	5.0	2 級	80%														

イ 私立高等学校（C 県他における 7 校）

○ 一般入試における出願基準、入試得点に加点、試験免除、みなし得点参考

扱い¹²等の方法で活用している。

- 換算表を用いて得点換算を行っている学校では、換算表の読み替え率について、入学生の各種資格・検定試験のスコアを比較検証し妥当性を担保しているという事例があった。

ウ 大学（国公立大学8校）

- 活用方法としては、出願基準、みなし得点、加点、試験の免除等がある。出願基準と加点やみなし得点を組み合わせる例もある。
- 得点配分は、英語の満点を上限に換算するケースが多いが、個別試験の英語のほかに、資格・検定試験を別枠で配分する例や、理系学部で英語以外の試験科目の合計に英語の資格・検定試験を加点する例もある。

導入時検討段階では、複数回の資格・検定試験結果の等価の妥当性や複数の種類の異なる資格・検定試験の換算表の作成を課題としていた学校が多いが、各資格・検定試験実施団体からのデータ提供や教員による検討を行い、導入を決定している。

エ 海外大学

英語を主要な言語としないアジア諸国等における大学の入学者選抜（主な入学対象は自国の学生）は次のとおりである。

○タイ・台湾

資格・検定試験結果を出願基準として提出

○中国

広東省、天津市、上海市等の高校入試及び大学入試において、独自に英語スピーキングテストを実施

（2）調査結果より

- 大学や高等学校、中学校における入学者選抜では、学校側が新たな作問や評価の負担を掛けることなく受験者の英語力（4技能）と入学後に求められる実践的な英語力の測定ができることから、民間の資格・検定試験の活用が有効である。
- 民間の資格・検定試験の目的はそれぞれ多様であり、都立高等学校入学者選抜に結果を活用するに当たっては資格・検定試験結果を入学者選抜における配点等を踏まえ換算する必要がある。
- 資格・検定試験を活用する場合は、受験機会が担保されていること、受験できない生徒への配慮がなされていることが必要である。

¹² 「みなし得点参考扱い」とは、学校が設定している英語4技能試験の一定のスコアを超えた場合に、段階に応じて英語の試験の得点を付与する方法

Ⅱ 東京都立高等学校入学者選抜英語検査改善検討委員会報告（平成29（2017）年12月）より

1 経過

東京都教育委員会は、平成29（2017）年6月に東京都立高等学校入学者選抜英語検査改善検討委員会を設置し、入学者選抜における「話すこと」の評価の在り方、今後の方向性や具体的な取組などについて、様々な視点から検討を行ってきた。同年12月にその結果を取りまとめ、「東京都立高等学校入学者選抜英語検査改善検討委員会報告書（以下「検討委員会報告書」という。）」として公表した。

2 検討委員会報告書の内容について

検討委員会報告書に示された英語検査改善の方向性の概要は、以下のとおりである。

（1）改善が求められる背景

中学校における英語の指導では、学年が進むにつれ、都立高等学校入学者選抜において「話すこと」が評価されないことにより、小・中・高等学校で一貫した「話すこと」の指導に影響を与えているという指摘がある。

（2）英語検査改善に向けた基本的な考え方

都立高等学校入学者選抜では、義務教育の最終段階として、学習指導要領で求められている力がどの程度身に付いているのかを測る必要がある。受検者にとっても、都立高等学校入学者選抜において、これまでの学習成果が評価されることは重要な意義がある。そのため、英語検査においては、「聞くこと」「話すこと」「読むこと」「書くこと」の4技能の評価を行うべきである。

（3）英語検査改善の具体的方向性

「話すこと」の検査を実施するに当たっては、実施時間や評価者の確保、実施場所の確保、問題の機密性の保持といった運営上の課題への対応が不可欠である。また、従来の学力検査日程内において「話すこと」の検査の採点を完了させることは現状では極めて困難である。

これら実施上の課題を解決するために、次の方向性で英語検査の改善を提言する。

民間の資格・検定試験は、「話すこと」を含めた英語の4技能を総合的に評価するものとして社会的に認知され、一定の評価が定着している。こうしたことから、「話すこと」の検査を導入するに当たっては、民間の資格・検定試験実施団体の知見を活用することが有効である。

さらに、具体的な方向性として次の三点を示す。

- 東京都教育委員会と民間の資格・検定試験実施団体とが連携できる体制を構築し、学習指導要領に準拠した出題内容を担保すべきである。
- 入学者選抜における取扱いの公平性及び納得性が得られるよう、活用する試験を一本化することが望ましい。
- 受験者の経済的負担や居住地による受験機会の公平性に配慮して、受験機会は各受験者1回とすることが望ましい。ただし、インフルエンザ等学校感染症の罹患等により、当日受験できない生徒のために予備日等を設定すべきである。

(4) 「話すこと」の検査実施に当たっての配慮事項

実際に検査を実施するに当たっては、次のことに配慮する。

- 出題内容の妥当性を担保する。
- 採点の客観性・信頼性を担保する。
- 実施方法に応じた運営上の安全性を担保する。
- 中学校の教育課程等を十分に踏まえた上で、実施時期を設定する。

(5) 検討が必要な事項

検査を実施する上で必要となる次の内容について、引き続き検討する必要がある。

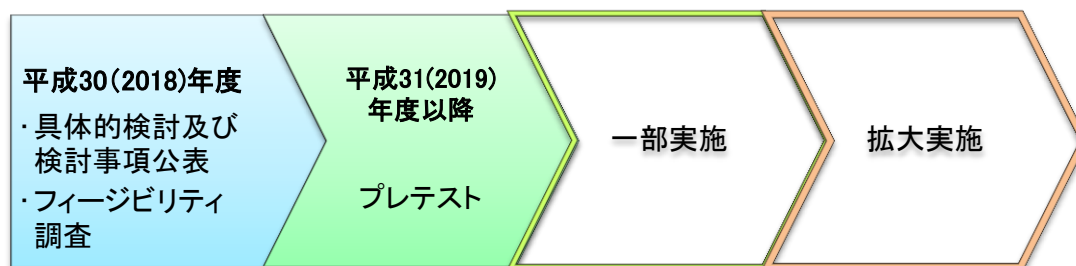
- 都立高等学校入学者選抜への活用方法及び配点等の検討
- 費用負担の在り方の検討
- 私立高等学校等との調整

(6) 導入に向けての留意点

導入に当たっては、次の点に留意することが必要である。

- 中学生及び保護者、学校関係者、各教育委員会等に、改善の趣旨や方法等について周知し、準備するための期間を十分に確保する。
- 4技能を総合的に育成する授業改善・充実をより一層推進する。
- フィージビリティ調査の実施等、検査の設計や準備のための期間を確保する。

(7) 導入に向けての想定スケジュール



Ⅲ 英語「話すこと」の評価に関する検討委員会の設置

1 英語「話すこと」の評価に関する検討委員会の設置

検討委員会報告書の提言を受け、東京都教育委員会としての方針及び具体的方策を検討するため、平成30（2018）年4月、英語「話すこと」の評価に関する検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置した。また、英語「話すこと」の検査内容等については、フィージビリティ調査¹³としてスピーキングテストを行い検証した。

2 検討委員会の検討事項

検討委員会では、次の事項について検討を行うこととした。

- ア スピーキングテストの内容及び実施方法
- イ スピーキングテスト導入までの長期計画、導入規模
- ウ 民間事業者との連携方法
- エ 費用負担の在り方
- オ 平成31（2019）年度以降の実施方針
- カ その他必要な事項

3 英語「話すこと」の評価に関する検討委員会作業部会の設置

上記の検討事項「ア スピーキングテストの内容及び実施方法」については、作業部会を設置し、以下の事項について専門的、具体的に検討し、その結果を検討委員会に報告することとした。

- ア スピーキングテスト問題、採点基準、実施運営マニュアル
- イ スピーキングテスト結果分析
- ウ 平成31（2019）年度以降実施予定のプレテストの問題、採点基準、実施運営方法
- エ その他必要な事項

上記検討事項に加え、東京都教育委員会で検討すべき事項を含め、次ページの一覧にまとめる。

¹³ 「フィージビリティ調査」とは、計画された事業やプロジェクトについて、その実現可能性や実施意義、妥当性について行う調査・検討

	検 討 内 容		検討委員会による		「話すこと」事務局(指導部)による検討	都立高校入学者選抜検討委員会による検討
			検討	フィジリティ調査検証		
スピーキングテストの実施	1 テストの内容	(1)出題内容	○	○	○	
		(2)採点	○	○	○	
		(3)テストの形態 (1技能/4技能)	○		○	
		(4)試験時間	○		○	
	2 テストの実施・運営	(1)受験対象	○		○	
		(2)実施日程等・実施回数	○		○	
		(3)試験会場	○		○	
		(4)試験監督者・補助員(属性、数)	○	○	○	
		(5)採点者	○	○	○	
		(6)実施方式	○	○	○	
		(7)実施環境の整備 ・受験者移動時の動線 ・受験者同士の間隔 等	○	○	○	
		(8)試験資材の物流	○	○	○	
		(9)受験申込	○		○	
		(10)結果返却・返却の流れ・成績表記載事項	○		○	
		(11)特別な配慮を要する生徒の対応	○	○	○	
(12)都内公立中学校以外の生徒対応	○		○			
(13)問題・採点基準等の公開			○			
(14)事故対応	○	○	○			

都における活用	3 中学校の指導に活用	(1)活用方法			○	
	4 高校の指導に活用	(1)活用方法			○	
	5 入学者選抜への活用	(1)活用方法				○
		(2)活用する都立高校・導入年度				
(3)都立高校への成績提供方法						
		(4)未受験者等の対応				
その他	6 導入スケジュール	(1)プレテストの実施	○		○	
	7 事業者との連携	(1)連携スキーム構築			○	
	8 費用負担	(1)都費負担	○		○	
	9 周知	(1)学校及び生徒・保護者			○	

IV 英語「話すこと」の評価に関するフィージビリティ調査の実施

「東京都立高等学校入学者選抜英語検査改善検討委員会報告書」（平成 29（2017）年 12 月）に基づき、以下の内容により、フィージビリティ調査を実施した。

1 目的

- (1) スピーキングテストの問題及び評価の在り方、並びにその具体的方法について検証する。
- (2) スピーキングテストの実施・運営方法等について検証する。
- (3) 検証結果により、平成 31（2019）年度に実施予定であるプレテストの確実かつ円滑な実施に資する。

2 調査概要

調査の概要は次のとおりである。

- (1) 主 管
東京都教育委員会（受託事業者 公益財団法人 日本英語検定協会）
- (2) 対 象
都内公立中学校 8 校に在籍する第 3 学年全生徒
計 1,000 人程度
- (3) 実施日時
平成 30（2018）年 8 月末から 9 月末までの 1 日
- (4) 実施場所
各実施校の普通教室又は特別教室等
- (5) 実施内容
 - ア スピーキングテスト（以下本章に限り「テスト」という。）
 - イ 出題範囲
中学校学習指導要領外国語編（平成 20 年 9 月）第 2 章第 2 節英語における「話すこと」に係る内容とする。
なお、出題される言語材料等については、各教科書会社が示す年間指導計画の例で扱われている第 3 学年の 7 月までの既習内容のうち、全ての教科書会社で扱われている内容とする。
 - ロ 実施方法
6 校においては PC 又はタブレット端末等を用いて、解答音声を録音する方式で実施する。2 校においては、面接により実施する。詳細は別途定める。
 - ハ 実施時間
20 分程度とし、問題配布からテスト回収までは、50 分以内に終了するものとする。

(エ) 採点結果の返却

終了後約一か月以内に、生徒配布用個票及び学校ごとの成績一覧表を各学校へ送付する。

イ アンケート

英語科教員及び実施運営に関わった教員、並びにテストを受験した生徒を対象に、以下の内容についてアンケートを実施する。

(ア) 英語科教員

授業における言語活動の指導状況、授業における英語の使用状況、校内外における研修の参加状況、自己学習の状況、テストの内容・実施及び運営について

(イ) 実施運営に関わった教員

テストの内容・実施及び運営について

(ウ) テストを受験した生徒

英語に関する意識、英語の授業における言語活動の状況、英語の学習方法・内容について、英語使用に関する経験、英語の資格・検定試験の受験経験、テストの内容・実施及び運営について

3 結果の検証

(1) 出題内容の妥当性

ア 成果

- 中学校学習指導要領に示されている「言語活動」、「言語の使用場面及び言語の働き」の範囲内から課題を設定し、使用する言語材料及び語彙は中学校学習指導要領及び中学校検定教科書で扱われている範囲とすることで、目的に応じた出題が可能であることが明らかになった。
- テスト結果を分析したところ、テストの信頼性を示す信頼性係数¹⁴が高く、受験者の能力を適正に測定できたという結果が出た。

イ 課題

- 平均得点が8割に迫り、得点分布が高得点層に集中したことから、より広範な「話すこと」の力を評価できるよう問題を工夫する必要がある。

(2) 採点の客観性・信頼性

ア 成果

- 各問について、有識者等の助言及び事業者の知見を活用することにより、「話す内容」「使用する表現」等中学校での学習状況を把握できる複数の観点から採

¹⁴ 「信頼性係数」とは、心理測定やテストの信頼性を表す、どの程度再現性をもっているか評価する際に用いる指標

点基準を設定することができた。

- 複数の採点者が採点を行うことで、採点の客観性・信頼性を担保できた。

イ 課題

- 受験者の話すこと的能力を受験者本人及び中・高等学校が正確に把握し、今後の学習・指導に役立てることができるよう、採点結果等の示し方について検討する必要がある。

(3) 実施・運営上の安全性

ア 成果

- 運営のノウハウをもつ事業者による試験監督者及び補助員確保、詳細な運営マニュアルの作成により、円滑な運営を行うことができた。
- テストを実施するためのアプリを設定したタブレット機器の動作確認を事前に繰り返し行うことにより、当日の機器のトラブルを防ぐことができた。
- 受験者の控室から受験する教室及び試験終了後の待機場所までの動線について、実施場所の確認を経てシミュレーションを行うことで、試験問題の漏えいや混乱なく移動をすることができた。一か所の受験会場で生徒を前後半で入れ替える方法でも予定された時間で試験を行うことができた。
- 受験者アンケートからは、ほとんどの生徒が機器の操作に困難を感じることなく集中して受験することができたという回答が得られた。

イ 課題

- 実施規模が大きくなった場合、試験資材を安全に保管するための場所の確保等、環境整備が必要になる。
- 面接での実施においては、タブレット方式と比べ、多くの人員の配置や面接を実施する部屋の確保が必要になる。
- 試験監督者の話すスピードや声の大きさ等運営マニュアルに記載のない内容については、試験監督の指示方法に差異が見られたことから、録音した音声により指示を与えるなど、公平性を担保する工夫が必要である。
- 受験者のアンケートにより、周りの声が気になったり、機器の操作に不安を感じたりする生徒が一部いたことが分かった。受験者が安心して受験するための一層の環境整備が必要である。

V 英語「話すこと」の評価の概要

「東京都立高等学校入学者選抜英語検査改善検討委員会」、フイージビリティ調査結果及び作業部会等によるこれまでの検討の経緯を踏まえ、東京都が目指す小・中・高等学校で一貫した英語教育を推進するため、以下により英語「話すこと」を評価する。

1 全体概要

(1) 英語「話すこと」の評価方法（基本スキーム）

東京都教育委員会が監修し、民間の資格・検定試験実施団体が実施する新たな資格・検定試験であるスピーキングテスト（以下「スピーキングテスト」という。）を活用して、中学生のスピーキング能力を把握する。

(2) スピーキングテスト実施の目的

- 中学校における英語4技能育成に向けた「話すこと」の指導の充実
中学校で学習した英語「聞くこと」、「話すこと」、「読むこと」及び「書くこと」の4技能のうち、「話すこと」に関する技能の習得状況を検証し、各中学校における「話すこと」の指導に関する成果と課題を検証し、学習指導要領の目標の実現に向けた指導の更なる充実を図る。
- 都立高等学校入学者選抜における「話すこと」に関する評価導入
スピーキングテストの結果を活用し、現在の都立高等学校入学者選抜英語検査において実施されていない「話すこと」に関する評価を導入する。
- 高等学校における「使える英語力」を育成するための指導の充実
都立高等学校入学者のスピーキングテストの結果を踏まえて、高等学校入学後、生徒一人一人の個に応じた4技能の総合的な指導の充実に活かす。

以上3点並びに小学校における外国語活動及び外国語の指導の充実を合わせ、小・中・高等学校における一貫した英語教育を推進する。

- (3) スピーキングテスト導入までのスケジュール
 スピーキングテストの導入及び都立高等学校入学者選抜における活用のスケジュールは（別表1）のとおりとする。

（別表1）

年 度	平成 30(2018)年度	平成 31(2019)年度	平成 32(2020)年度	平成 33(2021)年度
種 類	フィジビリティ調査	プレテスト	確認プレテスト	スピーキングテスト
対 象	一部抽出校 第3学年生徒	一部抽出校 第3学年生徒	都内公立中学校 第3学年全生徒	都内公立中学校第 3学年全生徒及び 都立高等学校入学 者選抜受検予定者
入学者 選抜へ の活用				原則として平成 34 (2022)年度都立高 等学校入学者選抜 においてテスト結 果を活用(予定) ※

※ スピーキングテストの活用方法、スピーキングテストの結果を活用する具体的な都立高等学校、都立高等学校へのスピーキングテスト結果提供方法、スピーキングテストを受験しなかった生徒等への対応、導入規模等については、都立高等学校入学者選抜検討委員会において検討する。

- (4) 東京都教育委員会と民間の資格・検定試験実施団体との連携方法及び費用負担の在り方

ア 東京都教育委員会は、中学校での指導における英語技能のうち、「話すこと」に関する指導成果を把握し、指導の改善・充実に活かすとともに、都立高等学校入学者選抜にも活用できるよう、民間の資格・検定試験実施団体を企画・提案等により、公募・選定して決定する。

イ 試験実施団体は、民間の資格・検定試験としてスピーキングテストを実施し、スピーキングテストの受験料を収入源として、独立採算で運営する。

ウ 東京都教育委員会は、以下「2 試験実施団体に求めるスピーキングテスト要件」のとおり、スピーキングテストの基本的事項や実施・運営に関する事項等に必要となる事項について試験実施団体と協定等を締結する。

エ 1(2)で示した目的の達成に向けて安定的にテストを実施する必要があるため、東京都教育委員会は、スピーキングテストの受験料について、必要な財政支援を行う。

オ 試験実施団体は、平成 33(2021)年度以降の出題内容・実施方法等を確認するため、平成 31(2019)年度にプレテスト、平成 32(2020)年度に確認プレテストを実施する。

2 試験実施団体に求めるスピーキングテスト要件

スピーキングテストの実施に当たり、以下の要件を定める。ただし、社会情勢や学校の状況の変化、技術革新等により、内容の変更を可能とする。

(1) 基本的事項

ア 出題方針、出題内容

(ア) 出題方針

中学校の教育課程に基づく学習の成果としての「話すこと」の力を測ることを基本とし、出題の範囲は、中学校学習指導要領における英語「話すこと」に準拠した内容とする。

(イ) 出題内容

- ① 問題に使用する言語材料、使用語彙及び言語の使用場面等は、中学校検定教科書や東京都教育委員会が指定する教材に基づく。
- ② 基礎的・基本的な知識及び技能の定着や、思考力・判断力・表現力などをみる。

イ 実施方式

受験者に対し、均質かつ安定的にテストを実施するため、タブレット等の端末及びヘッド・セットを使用し、端末の画面及びヘッド・セットからの音声による出題に対し、解答音声を録音する方式で実施する。

ウ 実施日程等

受験者の中学校における学習の成果を測るためには、学年末に近い日程での実施が望ましい。しかしながら、中学校の教育課程や進路指導の日程、学力検査を受検する中学生の負担や、テスト実施から結果提供までの採点期間等を考慮し、平成 33 (2021) 年度以降の実施日程を原則毎年度、11 月の第 4 土曜日から 12 月の第 2 日曜日までの期間における週休日又は祝日とする。また、スピーキングテスト当日に、インフルエンザ等の学校感染症に罹患するなどの理由で受験できなかった場合は、予備日での受験を認めるものとする。

エ 受験回数

受験機会の公平性を考慮し、受験回数は、各受験者 1 回とする。

オ 実施会場

公正・公平な環境で実施するために、平成 33 (2021) 年度以降のスピーキングテストについては、原則として大学等の外部施設を利用する。ただし、島しょを含む一部地域については都有施設等の利用を検討する。その場合は、実施会場の選定については、受験者の移動時の利便性に十分配慮する。

カ 受験料

試験実施団体は、既存の英語の資格・検定試験の市場価格を踏まえ、適切な価格を設定する。

なお、都内公立中学校の第3学年生徒の受験料については、東京都教育委員会が公費を投入して費用を負担するよう東京都教育委員会に検討を求める。

(2) 実施・運営に関すること

ア 採点基準の設定及び採点方法

- (ア) 受験者の能力を正しく測ることのできる、出題方針に沿った採点基準を設定する。
- (イ) 採点に関する研修を受講し、トレーニングを行った採点者が採点を行う。
- (ウ) 採点は複数の採点者で行うとともに、採点結果を点検する機能を確保する。
- (エ) 採点期間の短縮化、採点コストの低廉化の可能性を追求するため、人工知能(AI)を活用したAI採点の導入の可能性について研究を行う。

イ 試験監督等

- (ア) 実施責任者、副責任者、試験監督、補助員、誘導員等、テストを公正・公平に実施するために必要な人員を配置する。
- (イ) 受験者への説明やテストの進行管理、トラブル対応等のスキルを身に付けた試験監督者を配置する。
- (ウ) 使用する機器のシステムトラブル等に対応するため、十分な補助員を配置する。
- (エ) 受験者に分かりやすい指示内容、方法等により、円滑な実施を担保する。

ウ 使用機器

- (ア) テストで使用する機器について、十分な整備及び点検を行う。
- (イ) システムトラブルに対応できる人員の配置や予備機器の準備など、トラブルへの対策を講じる。

エ 障害等のある受験者に対する特別措置について

障害等のある受験者に対しては、受験方法、受験時間、受験会場等についての特別な措置を申請することを可能とし、受験者の障害の特性等を考慮した上で、次の特別措置を行う。

<特別措置の内容(例)>

時間延長、拡大文字、テキスト入力による応答、代理タイピング、別室受験、ICT機器の使用、介助者(代筆者や音読者などを含む。)の同行等

オ 留意事項

- (ア) 受験者の個人情報については、個人情報の保護に関する法律、東京都個人情報の保護に関する条例その他関係法令を遵守し、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じる。国外において個人情報を扱う場合も、国内の取扱いに準じた管理を行う。
- (イ) 受験に関する不正行為、テスト問題の情報流出等への予防措置を講じる。
- (ウ) 原則として、中学校等の教職員は、試験監督、実施補助及び採点には関与しない。

(3) 東京都立高等学校入学者選抜への活用について

東京都立高等学校入学者選抜への活用に係る以下の内容については、東京都立高等学校入学者選抜検討委員会の検討結果によるものとする。

- ・スピーキングテストの活用方法
- ・スピーキングテストの結果を活用する都立高等学校
- ・都立高等学校へのスピーキングテスト結果提供方法
- ・スピーキングテストを受験しなかった生徒等への対応
- ・導入規模

3 本事業に係る東京都教育委員会の役割

(1) スピーキングテスト要件の確認

上記2で記載した試験実施団体に求めるスピーキングテストの要件が満たされているか確認を行う。

(2) 財政支援

東京都教育委員会は、受験者及び試験実施団体に対して、毎年度の東京都議会の議決及び別途定める協定等の規定に基づき、東京都一般会計歳入歳出予算の範囲内において、次のとおり費用負担を行うことを検討する（詳細は募集要項等に規定）。

ア 平成 31（2019）年度プレテスト

- ・試験実施団体に対するプレテスト実施費用
- ・結果検証のための費用
- ・区市町村教育委員会等を対象とした説明会実施のための費用

イ 平成 32（2020）年度確認プレテスト及び平成 33（2021）年度以降スピーキングテスト

- ・都内公立中学校第3学年全生徒の受験料（1回分）
- ・結果検証のための費用
- ・区市町村教育委員会等を対象とした説明会実施のための費用

4 今後の検討事項

(1) 私立高等学校入学者選抜における活用について

都内公立中学校の第3学年全生徒がスピーキングテストを受験することから、都内私立高等学校の入学者選抜においても本テストの活用が図れるよう、引き続き情報提供を行っていく。

(2) 他道府県との連携について

中学校において英語「話すこと」の技能の評価を検討している他道府県と、児童・生徒の英語力向上に向けた本スピーキングテストの活用について情報交換を行うなど、連携を図っていく。また、受験者数の規模拡大による受験料の低廉化の可能性を探っていく。

(3) 英語力評価における4技能の統合について

スピーキングテストにおいては、「話すこと」を評価するが、今後「話すこと」だけでなく、「聞くこと」「読むこと」「書くこと」と統合した英語力の評価の在り方について、検討を進めていく。

VI 「話すこと」の指導の更なる充実に向けて

1 生徒の英語力・教員の指導力向上に向けて

(1) 英語「話すこと」の指導改善のための動画・指導資料等の開発

東京都教育委員会は、生徒に、学習指導要領で示された「話すこと」の技能を確実に身に付けさせるため、英語の授業で活用できる中学生を対象としたスピーキング練習動画やモデルとなるスピーチ映像等を都内公立中学校に配布する。

(2) 授業におけるパフォーマンステストの充実

各種研修の充実や、都内の全公立中学校に配布した「パフォーマンステスト実施の手引き」(CD-R) 及び「生徒の英語によるパフォーマンスを高めるための指導資料 (DVD)」の活用促進により、これまで中学校で行われてきたパフォーマンステストの更なる充実を図る。

2 スピーキングテスト導入に向けた研修等のスケジュール (予定)

スピーキングテストの導入に向けた教員対象の説明会及び研修会のスケジュール (予定) は (別表 2) のとおりとする。

(別表 2)

年度	平成 31(2019)年度	平成 32(2020)年度	平成 33(2021)年度
種類	プレテスト	確認プレテスト	スピーキングテスト
【教員】 研修	「生徒の英語によるパフォーマンスを高める研修」(平成 29(2017)年度から継続)		
	東京都教職員研修センター 専門性向上研修		
【教員】 【区市町村教育委員会】 指導資料	<ul style="list-style-type: none"> ・「パフォーマンステスト実施の手引(CD-R)」(平成 27(2015)年度) ・「生徒の英語によるパフォーマンスを高めるための指導資料(DVD)」(平成 29(2017)年度) ・英語「話すこと」の能力育成のための動画・指導資料(DVD)(平成 31(2019)年度) 		
【教員】 【区市町村教育委員会】 説明会	プレテスト実施説明会	確認プレテスト実施説明会	スピーキングテスト実施説明会
			東京都立高等学校入学者選抜実施要綱説明会
対象生徒	<p>中学3年生</p> <p>中学2年生</p> <p>中学1年生</p>	<p>中学3年生</p> <p>中学2年生</p>	<p>中学3年生</p>
【生徒・保護者】 資料	スピーキングテストの実施に関するリーフレット配布	スピーキングテストの実施に関するリーフレット配布	スピーキングテストの実施に関するリーフレット配布